

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に所在する会社Cに雇用され、テレフォンアポインターとして勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、自動二輪車を運転して出勤する途中、車線変更してきた普通乗用車に接触され転倒し、頸部及び右肘などを負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「外傷性頸部症候群、外傷性右尺骨神経損傷」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付の額から請求人が本件障害給付と同一の事由により自動車保険から既に支払われている逸失利益額を控除して支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、頸部及び右肘部の疼痛を訴えているところ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、その残存する障害について、「局部に神経症状を残すものと認める。」と述べている。同医師の意見は、請求人の自訴や療養の経過を考慮し、当該部位のレントゲン写真及びMRIを確認した上で述べられているものであり、当審査会としては、同医師の意見は信頼性が高いものと判断する。

この点、F診療所G医師は、自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書において、請求人の各部位の後遺障害の内容について「高次脳機能障害」と記載しているが、その根拠として言語聴覚士による検査結果を添付しているのみであり、本件事故との因果関係があることを示したものとは言い難いことから、当審査会としては、採用できないものである。

なお、当審査会においては、請求人の主訴について、医証を含め一件記録を精査した上で、上記のとおり判断したものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。